

令和3年1月5日

小規模設備生産性向上
支援事業補助金 補助対象事業者 各位

岡山県産業労働部経営支援課

小規模設備生産性向上支援事業補助金に係る書類の押印廃止について

県では、県民の皆さんの負担軽減と手続のデジタル化に向けた環境整備を目的として、岡山県へ提出される申請書等への押印の見直しを進めてまいりましたが、小規模設備生産性向上支援事業補助金においても、変更申請書や実績報告書等への押印を廃止することとしました。

つきましては、提出書類については、今後は次のとおり取り扱いますのでよろしく願います。

(今後の小規模設備生産性向上支援事業補助金に係る書類の取扱)

○押印が不要となる書類

令和2年12月25日以降の日付で提出される書類

※ただし、「小規模設備生産性向上支援事業補助金精算払請求書」(様式第9)は従来どおり押印が必要です。また、押印が不要な書類に押印した場合でも、押印がない書類と差し替える必要はありません。

○提出方法

押印が不要な書類については、郵送に加え、メールでの提出も受け付けます。

- ・押印が不要な書類(12/25以降の日付の変更申請書及び実績報告書等)
→郵送・メール
- ・押印が必要な書類(精算払請求書、12/24以前の日付の書類)
→郵送

○提出先

- ・変更交付申請書(様式第3)

→岡山県経営支援課へ提出

(郵送先) 〒703-8278

岡山市中区古京町一丁目7番36号

(メール) keiei@pref.okayama.lg.jp

(電話) 086-226-7353

- ・上記以外の書類(実績報告書等)

→小規模設備生産性向上支援事業補助金事務局(岡山県産業振興財団)へ提出

(郵送先) 〒701-1221

岡山市北区芳賀5301テクノサポート岡山1F

(メール) ss-machine@optic.or.jp

(電話) 086-286-9696

○メールで提出する場合の注意点

- ・送信エラーによる未達等を防ぐため、メールで提出された場合は、電話で提出した旨お伝えください。
- ・メールで提出する場合は、発注書や納品書など紙の書類もPDFファイルにしてご提出ください。
- ・大きいサイズのメール（岡山県経営支援課は10MB以上、補助金事務局は20MB以上）は受信できませんので、不必要に高画質・高解像度にしなさい。目安として、画像は1ファイル1MB以内、PDFは200dpi程度でお願いします。
- ・データを修正する必要があるときは、申請者で修正のうえ再提出していただきます。軽微な誤りであっても、県や補助金事務局では修正しません。

岡山県産業労働部経営支援課
商業・団体支援班 担当：八木
T E L : 086-226-7353
E-mail : keiei@pref.okayama.lg.jp